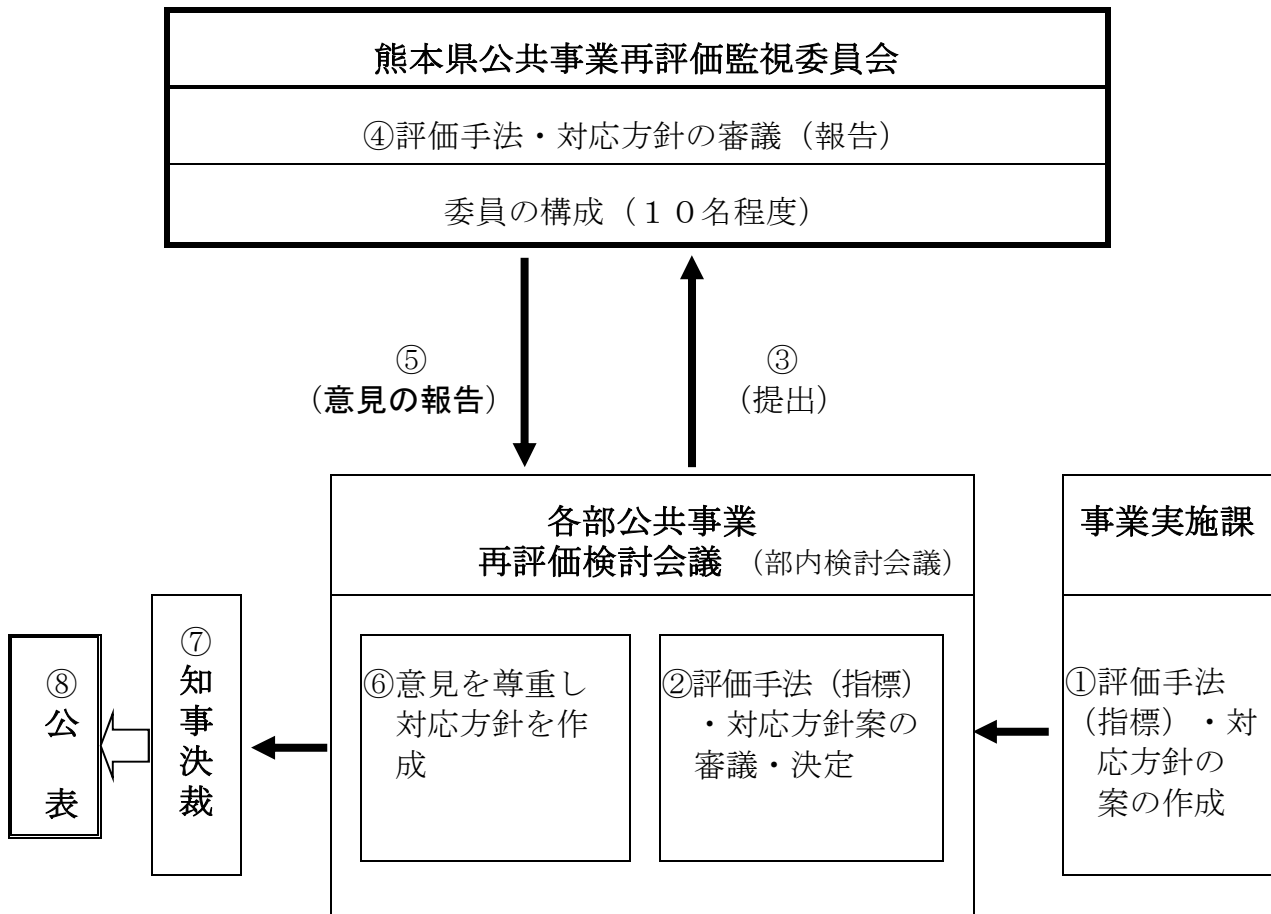


熊本県公共事業再評価制度について

1. 体系図



2. 制度の仕組み（番号は体系図の番号に対応している）

- ① 事業実施課において再評価の対象となった事業毎の「評価手法（指標）」及び「対応方針」の案を作成する。
- ② 各部長を会長とする部内の公共事業再評価検討会議（以下、部内検討会議）において事業実施課が作成した事業毎の「評価手法（指標）」や「対応方針」の案について審議し、決定を行う。
- ③ 部内検討会議は、会議での検討を加えた「評価手法」や「対応方針」について知事決裁を受けた後、熊本県公共事業再評価監視委員会（以下は、委員会という。）に提出する。
- ④ 委員会は提出された事業毎の「評価手法」や「対応方針」について審議を行う。
- ⑤ 委員会は、意見がある場合は、知事に対して報告を行う。
- ⑥ 部内検討会議は、委員会意見を尊重し「対応方針」を作成する。
- ⑦ 所管部は、⑥において作成した「対応方針」について知事決裁を受ける。
- ⑧ 熊本県ホームページに掲載し、広く県民に公表する。